

○ 興行場について講ずべき措置の基準（法第3条第2項、条例第3条）

項目	基準
施設の周囲	施設の周囲は、必要に応じ補修を行い、毎日清掃する等衛生上支障のないようにすること。
施設全般	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備は、必要に応じ補修を行い、毎日清掃する等衛生上支障のないようにすること。 ・ねずみ、昆虫を防除するため、定期的に巡回点検、防除作業を行うこと。 ・場内は、定期的に消毒すること。 ・防除作業又は消毒時には、その都度実施記録を作成し、当該記録を作成日から2年間保存すること。 ・設備・器具は、定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備すること。 ・食堂、売店又は食品販売設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。 ・清掃用具、散水用具は、専用設備に保管し、その設備は適切に清掃し、常に衛生的に保つこと。 ・入場者の使用に供する座布団等は、常に清潔で衛生的に保つこと。 ・ゴミその他の廃棄物は、適切に搬出し、施設内に放置しないこと。 ・便所は、常に清潔に保ち、臭気を著しく発散させないこと。
換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・換気設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等の場合、速やかに補修し、常に機能を設計どおり保持し、常時使用できるよう整備すること。 ・屋内の興行場で行う興行（映写、演劇、音楽演奏等）の場合、場内の環境を公衆衛生上良好な状態に保つため、1回の興行が長時間にわたるときは、概ね2時間30分を超えない時間毎に約10分以上の休憩時間を設け、十分な換気を行うこと。ただし、次の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ◆映画の興行で2時間30分を超えるフィルム上映の場合で、その上映の前後に十分な換気を行うとき ◆興行時間中も常に十分な換気が行われ、衛生上支障がないとき
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備は、定期的に保守点検し、照度不足、故障等が生じた場合、速やかに交換、補修すること。 ・施設内の照度は、照明設備の機能どおりに適正に保持し、低下させないよう適切に清掃し、常に清潔に保つこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の喫煙場所以外での喫煙を禁止すること。 ・ゴミ箱場内を不潔にするおそれがあるものは、ゴミ箱以外の場所に投棄しないよう、場内の適当な場所に掲示すること。 ・伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により支障がない場合は除く。